

## 【アメリカ】米国人の大量の機微な個人データ及び米国政府関連データの保護に関する大統領令を実施するための最終規則の発布

主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

\* 2025年1月8日、米国司法省は、「懸念国による米国人の大量の機微な個人データ及び米国政府関連データへのアクセス防止に関する大統領令」を実施するための最終規則を発布した。

### 1 背景

2019年5月15日、トランプ (Donald Trump) 大統領 (当時) は、外国の敵対者<sup>1</sup>の情報通信技術及びサービスを米国で無制限に利用することが、米国の国家安全保障、外交及び経済にリスクをもたらす可能性があるとして、国際緊急経済権限法<sup>2</sup>、国家緊急事態法<sup>3</sup>及び合衆国法典第3編第301条<sup>4</sup>に基づき大統領令<sup>5</sup> (EO13873) を発出し、国家緊急事態を宣言し、商務長官に対し、外国の敵対者が提供する情報通信技術・サービスの取引を禁止するための規則を制定するよう命じた。2021年6月9日、バイデン (Joe Biden) 大統領 (当時) は、大統領令<sup>6</sup> (EO14034) を発出し、商務長官に対し、米国人の機微なデータの無制限の販売、移転又はアクセスによる被害から保護するための勧告を提出することなどを命じた。さらに、懸念国<sup>7</sup>が米国人の大量の機微な個人データ<sup>8</sup>及び米国政府関連データ<sup>9</sup>にアクセスすることは、脅迫、スパイ活動及びその他の国家安全保障上のリスクとなる可能性があるとして、2024年2月28日、「懸念国による米国人の大量の機微な個人データ及び米国政府関連データへのアクセスの防止に関する大統領令」<sup>10</sup> (EO14117) を発出し、緊急事態の範囲を更に拡大するとした。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月11日である。

<sup>1</sup> 原語は foreign adversary。最終規則において、中国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア及びベネズエラのマドゥーロ (Nicolás Maduro) 政権と規定された。Department of Commerce, “Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain,” *Federal Register*, Vol.86 No.11, 2021.1.19, p.4925. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-01-19/pdf/2021-01234.pdf>>

<sup>2</sup> International Emergency Economic Powers Act. (50 U.S.C. 1701 et seq.) <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title50/chapter35&edition=prelim>>

<sup>3</sup> National Emergencies Act. (50 U.S.C. 1601 et seq.) <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title50/chapter34&edition=prelim>>

<sup>4</sup> 大統領による職務委任の権限。 <<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title3&edition=prelim>>

<sup>5</sup> Securing the Information and Communications Technology and Services Supply Chain, Executive Order 13873 of May 15, 2019. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-05-17/pdf/2019-10538.pdf>>

<sup>6</sup> Protecting Americans’ Sensitive Data from Foreign Adversaries, Executive Order 14034 of June 9, 2021. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-06-11/pdf/2021-12506.pdf>>

<sup>7</sup> EO14117 (後掲注(10)参照) 第7条c項で、米国の国家安全保障又は米国人の安全及び治安を著しく害する行為を長期的に、又は深刻な事例で行っている外国政府を意味すると定義され、最終規則 (後掲注(11)参照) 第202.601条a項により、中国、キューバ、イラン、北朝鮮、ロシア及びベネズエラと規定された。

<sup>8</sup> 米国人が関係する機微な個人データの集合又はセットを意味し、データの形式は問わず、データの匿名化、仮名化、非識別化又は暗号化の有無にかかわらず、かかるデータの量が最終規則 (後掲注(11)参照) 第202.205条に定める基準値を満たすか、若しくはそれを上回るものを意味する。最終規則第202.206条

<sup>9</sup> ①悪用されるリスクが高いと司法長官により判断された政府関連所在地データリストに列挙された区域内の施設等に関するあらゆる精密な地理位置データ、②米国政府の現職員、元職員若しくは元高官と関連付けられている、又は関連付け可能なものとして取引事業者によって販売される、あらゆる機微な個人データを意味する。最終規則 (後掲注(11)参照) 第202.222条

<sup>10</sup> Preventing Access to Americans’ Bulk Sensitive Personal Data and United States Government-Related Data by Countries of Concern, Executive Order 14117 of February 28, 2024. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-03-01/pdf/2024-04573.pdf>>

## 2 EO14117 及び最終規則の主な内容

2025年1月8日、司法省は、EO14117を実施するための包括的な最終規則<sup>11</sup>を發布した。一部を除き、発布から90日後（同年4月8日）に発効する。EO14117及び最終規則の主な内容は、次のとおりである。

司法長官は、EO14117第2条c項の規定に従い、最終規則において懸念国及び取引の対象者<sup>12</sup>を特定した。また、EO14117第2条a項の規定に従い、米国人は、別途許可された場合を除き、①懸念国又は対象者とのデータ仲介<sup>13</sup>を含む対象データ取引<sup>14</sup>を故意に行ってはならず（最終規則第202.301条a項）、②外国人が政府関連データ又は米国人の大量の機微な個人データにアクセスする取引及び対象者ではない外国人が関与するデータ仲介を含む取引を故意に行ってはならないとした（同規則第202.302条a項）。この規則の対象外となるデータ取引として、個人間の通信（同規則第202.501条）、特定の金融サービス取引（同規則第202.505条a項）、企業グループ内取引（同規則第202.506条a項）、連邦法又は国際協定で認められた取引（同規則第202.507条a項）などが規定された。EO14117第2条d項において、国土安全保障長官が定めることを義務付けられた、当該取引に対処するセキュリティ要件に関して、懸念国又は対象者とのベンダー契約、雇用契約、投資契約を伴う対象データ取引を行う米国人は、セキュリティ要件<sup>15</sup>を遵守しなければならないという制限を付した（最終規則第202.401条a項）。このほか、最終規則では、禁止又は制限を付されている取引を認可するライセンスの運用（同規則第202.801条～第202.803条）などが規定された。

なお、EO14117では、①米国電気通信サービス部門における外国参入査定委員会<sup>16</sup>は、海底ケーブルのライセンス審査において懸念国によるアクセスのリスクに対処しなければならない（第3条a項）、②国防長官、保健福祉長官、退役軍人長官及び国立科学財団<sup>17</sup>理事長は、懸念国による米国人の大量の機微な個人データ（個人健康データ及びヒトゲノム<sup>18</sup>データを含む。）へのアクセスを可能にするための支援を提供することを禁じるために、連邦政府の補助金等の承認において適切な措置を講じなければならない（第3条b項）という内容も規定されている。

<sup>11</sup> Department of Justice, “Preventing Access to U.S. Sensitive Personal Data and Government-Related Data by Countries of Concern or Covered Persons,” *Federal Register*, Vol.90 No.5, 2025.1.8, pp.1636-1752. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2025-01-08/pdf/2024-31486.pdf>>

<sup>12</sup> 懸念国の支配下にある事業体、その従業員である外国人又は懸念国に居住する外国人。第202.211条a項

<sup>13</sup> 雇用契約、投資契約又はベンダー契約を除く、あらゆる個人から他の個人へのデータの移転を伴う、データの販売、データへのアクセス権の付与又は同様の商取引を意味する。第202.214条

<sup>14</sup> 懸念国又は対象者が政府関連データ又は大量の米国の機微な個人情報にアクセスする取引であって、データ仲介、ベンダー契約、雇用契約又は投資契約を伴うものをいう。第202.210条

<sup>15</sup> 国土安全保障省サイバーセキュリティ・インフラ保護庁（CISA）が定めるセキュリティ要件を意味する。第202.248条。司法省のプレスリリースでは、司法省と連携してCISAが策定し、連邦官報及びCISAのウェブサイトを通じて、CISAにより別途公表される、とされている。“Press Release; Justice Department Issues Final Rule Addressing Threat Posed by Foreign Adversaries’ Access to Americans’ Sensitive Personal Data,” 2024.12.27. U.S. Department of Justice website <<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-issues-final-rule-addressing-threat-posed-foreign-adversaries-access>>

<sup>16</sup> 大統領令（EO13913）により設置された、司法長官を議長とする委員会。国家安全保障及び法執行に関する見地から連邦通信委員会が交付する免許類に対する外国組織からの申請の却下、条件付加・変更、取消し等を勧告する。Establishing the Committee for the Assessment of Foreign Participation in the United States Telecommunications Services Sector; Executive Order 13913 of April 4, 2020. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2020-04-08/pdf/2020-07530.pdf>>

<sup>17</sup> 米国連邦政府の独立機関。物理、工学、数学、生物及び社会科学の基礎研究の援助並びに国際学術交流に当たっている。「国立科学財団『ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典』 <<https://kotobank.jp>>word>国立科学財団-88922>

<sup>18</sup> ヒトの持つ全遺伝子情報。ヒトを形成するのに必要な情報及び生きていくために必要な情報として遺伝子に書き込まれている情報全体のこと。「ヒトゲノム『日本大百科全書』 <<https://kotobank.jp>>word>ひとげのむ-3165389>